

## 規 則

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一二―一二九

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二―一三）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第一条中「基き、営利企業等の従事制限」を「基つき、営利企業への従事等の制限」に改める。

第二条中「規定に基き、職員が任命権者の許可を受けなければ、兼ねてはならない」を「人事委員会規則で定める」に改め、「、同項に規定するものの外」を削る。

第三条中「営利を目的とする私企業」を「営利企業」に、「左の各号の一」を「次のいずれか」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。